

分けて行なった痕跡がきめられないことから明らかである。)、口縁部形状が内湾気味がやや直立気味になってしまうのである、この点では、口縁部(特に横撫でを施す部分)の形状は、意識的な作為性によるものでないと考えられるのであり、これが「クセ」である。

上述の技法上の4段階が土師器を編年する時の重要な視点とも考えている。(第746図を参照して戴きたい)

県内に於ける土師器の生産は、土器胎土・器形(成・整形の特徴)等から、6世紀代には大きく県東部・県西部・県北部の3地域の生産が見込まれるが、7世紀後半以降になると県東部・北部での生産量が縮小し、逆に県西部での生産が増大の途を辿る(須恵器生産も5世紀代に単独窯的に操業があり、6世紀以降、西部の須恵器生産は東部より先きんじ増大する)。この背景には、文献資料の如くの限定された資料では解明出来得ないと考えている。今後、この背景に就いても今後記述したいと考える。

本項での「型作り」に就いては、筆者が昔日長きに亘り御指導を賜った増田修・高橋哲両氏に、故新井司郎氏が実践された「土器作り」の技術を伝習させて戴いたことに依る賜である。

第6項 吉井型羽釜について

はじめに

中間地域出土の羽釜は、調査・整理に携わる中で数多くのもの実見してきた。そして、これらの羽釜には器形・成形・整形・胎土が一致するものが多く、焼成による色調変化・差違はあるものの、型式学的に数種の型式の想定が出来た。又、胎土の一致点では、焼造地がある程度限定出来ると考えられる。そして、今次のB・C区の遺物観察表中に特定型式の名称を与えた。これが「吉井型羽釜」である。この名称の設定は、嘗、中沢悟氏が設定した所謂「月夜野型羽釜」^{註8}のみが固有名詞化しており、この折の矛盾(羽釜全体の中で鑑見たものでなく、月夜野地域のみに称号させる点で、他との係わりが問題で、月夜野型に対する他の型式名があつて初めてその特定型式名が生きてくる。)に鑑み、「吉井型羽釜」「乗附型羽釜」の型式名設定を行なうものである。

1 二種の羽釜

中間地域B・C・D区出土の羽釜には、所謂「月夜野型羽釜」と吉井・藤岡窯跡群焼造の胎土の特徴を具備する羽釜とその他の胎土の羽釜があり、特に、吉井・藤岡窯跡群の胎土特徴が認められるものが大半を占めている。この吉井・藤岡窯跡群の胎土の羽釜には、前刊第3分冊でD区の住居段階の一括性が認識される第II・III段階及びC区の住居形状第VI・VII・VIII段階に伴なう一連の羽釜がある。これらの羽釜には、各段階に伴なう様に、時間軸に形状・技法の変遷が辿れる。然し、これら羽釜の中で、C区住居形状第VIII段階のものは、形状が統一的な定形化が認められない。

羽釜の成・整形技法には二者があり、この技法差により各段階での羽釜がある。この二者の技法は次のとおりである。

甲、紐作り成形後轆轤整形し、更に、胴部下半から底部にかけて篋削りを行なうもので、胴部上半・口縁部及び内面に小単位に顕著な轆轤痕を残すものが基本で、個体によっては罌部直下迄篋撫でを施すものがある。罌は轆轤目に従い粘土紐を貼り付け轆轤整形している。

乙、紐作り成形で轆轤を用いず整形を行なう。篋等の工具で横撫で整形か縦位の篋撫で整形を行ない、紐作りの痕跡を消す。罌は粘土紐を貼付し整形(轆轤ではない回転台の使用も考慮される)している。器内面は篋撫で(手)の痕跡を留めている。

この上述二者の基本的相違点は、轆轤整形、の可否にある。この轆轤使用、自体、第1項で記述した様に、本来的に須恵器の技法である。この甲技法により作られた羽釜には、焼成差による発色の違いがあり、発色には灰色・灰黄色・黄褐色・黄橙色・鈍橙色・鈍黄橙色といった還元焰から酸化焰による焼成であったことが裏付けられる。この焼成は、中性焰が主体を成すことによる差違であり、所謂「土師質土器」の焼成技法に相通じており、乙技法に至っては、発色が褐色系乃至橙色系であることから酸化焰焼成を裏付けている。この甲・乙種の発色差は、所謂「土師質土器」と同様であって、想定される9世紀末～10世紀末迄の間通有知見に合致している。唯、羽釜には、焼締めを作為的に行なった痕跡が認められず、轆轤使用としても、通有の須恵器の概念とは異っている。

この甲技法により作られた羽釜（以下羽釜甲種とする）と乙技法により作られた羽釜（以下羽釜乙種とする）は、胎土の類似により生産地域が限定されるが、直接的に系譜が連続するかは未だ分明ではない。しかし状況的には、系譜上の繋がりは認められると考える。

2 羽釜甲の二者

羽釜甲種は、上述した如く轆轤使用が認められる。この技法上の特徴の外に形状上の特徴がある。羽釜甲種は、第748図に示した様に口唇部・鏝・轆轤整形の状態により二者に分類される。これを各々に壹・貳を付し甲壹種・甲貳種とする。この二種は層意的には、D区の住居分類の第Ⅱ・第Ⅲ段階、C区住居形状第Ⅶ・Ⅷ段階の各段階に伴う遺物様相でも明らかな如く甲壹種から甲貳種へと変遷がたどれる。然し、羽釜自体の完形遺存自体類希なる存在であり、10世紀代の住居跡から破片化したものが出土している。単に数量が少ないという点での類希なる存在とは思われない。この点で、羽釜の年代観（既存の編年作業）には各人により様々で同一形状（羽釜甲壹種）のものが100年間で年代幅で編年されており、大きな矛盾が認められる要因でもある。此の如く状況で図上での復原がほぼ大半を占めている点からも層位的に検証するには、ややもすれば困難な作業であり、一遺跡の中では、多分に比較型式学的方法に拠り所をおかねばならないのが実態でもある。

この羽釜甲壹種と羽釜甲貳種には、口唇部・鏝部の形状が異なる点と、羽釜甲貳種胴部全体の整形がやや粗雑になっている。然し、通有の図上では両者共に轆轤整形痕が直線・破線により図化され、その質感は図からは認められないのが作図上の最大欠点でもある。この形状差からは、羽釜甲種が大きく二種の生産体制が併存するのか、時間軸上の変遷経過かの要因が想起され、甲壹種から甲貳種への変遷が考えられる。しかし、完形個体の出土は類希なる存在である。

3 羽釜乙種の二者

紐作り成形後轆轤整形行なわず、撫で整形を施す羽釜乙種も、羽釜甲種同様に二種存在が認められる。第756図に図示した、羽釜甲種に器形が類似し轆轤整形が行なわれずに手・篋撫で整形しか行なわれなかった。乙種の特徴を備える一群で、C区住居跡形状の第Ⅹ段階・D区住居形状第Ⅳ・Ⅴ段階に伴うものであり比較的大形で器厚がやや薄い一群である。この後者は、羽釜の胴部上半の形状を用いた甑に能くみられる形状でもある。

この二者を甲種同様に羽釜乙壹種・後者を羽釜乙貳種としたい。

4 器形

器形では三者の形状が認められる。この三者の形状は、後述する。祖形の影響により生じたと考えられるものであり、祖形とは、吉井、吉井・藤岡窯跡群で焼造された須恵器瓶類である。尚、便宜上、器形の三者の分類に伊・呂・波を冠し“類、”としてとらえたい。

伊類、器形全体の丸味が非常に強く口縁部は内湾し、最大径は胴部を基本とする。

呂類、器形は、全体的に内湾気味であるが、口縁部は内傾乃至直立する。胴部は伊類より直線的であり、最大径は罎部にある。

波類、胴部は直線的で罎部で屈曲する。口縁部は内傾乃至直立気味である。最大径は呂類同様に罎部にある。伊類と呂類の中間的形状とも思われる。

この伊・呂・波類毎に甲壹種・甲貳種・乙壹種・乙貳種の種がある。(第748図参照)

5 胎土

吉井窯跡群で生産された瓦の胎土には大きく四種がある。瓦は須恵器・土師器の如く、形状によりその焼成された窯跡群の特定には困難なものが無い。それは、鑑・宇瓦や特定される格子系叩き・文字瓦等により既存の窯跡出土のそれと対比すれば、産地別分別が可能である。筆者の得ている胎土の産地別分類の拠り所はこの瓦の胎土と各窯跡群で採集した須恵器等の胎土からである。吉井窯跡群の胎土の特徴を以下に略記しておくが、“吉井”とするのは、現吉井町を中心に、東接する藤岡市の一部及び西接する富岡市の一部を含んでいる。この4種類の胎土に各々数字を冠しておく。

- 1類 瓦・土器の割れ口断面では、全体に薄い層状を呈しており、顕著な状態では剥落するかの如くで、この中に含まれる夾雑物には、角礫状の白色鉱物粒子・デイサイト質凝灰岩・透明鉱物粒子・黒色鉱物粒子（角閃石・輝石）・雲母等を含む。
- 2類 全体に可塑性が少なく（粘性が強い）、シャモットの混入が認め難いが層状の粘土の動きが看取される。焼締めが出来る良質な生地土の使用が考えられる。夾雑物には角礫状の白色鉱物粒子が主体である。この生地土は1類と同様と考えられ、採集場所は山間部の一次堆積粘土と考えられる。
- 3類 土師器坯の胎土で述べた丙類の生地土に類似するが土師器程細かな土ではない。全体に層状の状態が認められるが、1類とは生地土の採取場所が異なると考えられ、1・2類の生地土等の流出による二次堆積粘土と考えられる。夾雑物には、亜角礫状の小粒の白色鉱物粒子・デイサイト質凝灰岩、透明鉱物粒子・黒色鉱物粒子（角閃石）・黒色粒子・（軟質）・白色粒子が含まれるが黒色鉱物粒子以外の粒度は細かい。
- 4類 3類に近いが、藤岡窯跡群の胎土特徴にも類似し、“吉井・藤岡系、と観察表中に記述したもので、吉井窯跡群の胎土の中では其の他として分類される。

中間地域出土の羽釜甲類の胎土は、この4者の内の孰れが該当する。そして、この中で最も多いのが3類であり、他は4類が占めている。

羽釜乙種では、羽釜甲種と同様な胎土を用いるものがあるが、吉井窯跡群焼造製品の胎土特徴が異なる胎土のものも多くある。羽釜乙種に就いては、吉井窯跡群産と判断出来るものは数は多いものの、問題が残る。一方、羽釜乙種と共存関係の推定される“土釜”には、この羽釜乙種と同様な胎土のものも多く、この中にも吉井窯跡群産と判断されるものも多い。又、羽釜乙種・土釜には藤岡窯跡群（4類の胎土とはやや異なる）^{註9}の胎土とも思われるものや、県東部の笠懸・太田窯跡群とも考えられるものが若干混在している。

則ち、中間地域出土の羽釜甲種は吉井窯跡群で焼造されていることが推定される。然し、吉井窯跡群での羽釜を焼造した窯跡が未確認であるが、県下全体で窯跡の調査が非常に少ない現在、逆説的に生産地の推定を行なわない限り、各窯跡群毎の技法・形状等の様々な特徴の一端をも把握出来ない。そして、県外の多くの地域では、窯跡出土資料をもって土器類の編年作業が進められており、各窯跡群単位の特徴も明らかにされつつある現在、群馬県では土器の胎土を肉眼・科学を用い産地の比定を行なわなければ、その本質が見失

なわれる可能性があり、土器・瓦の研究は現在型式論を盾に、住居内で共伴したという矛を振り回すに過ぎず、各窯跡群が保持する技法・形状等様々な問題を看過し、土器編年という城に立籠るだけに陥ってしまうと考えられる。

これらの点から羽釜乙種は今後の検討余地が多い。

6 羽釜甲種の分布（供給域）と「吉井型羽釜」の定義

羽釜甲種の分布はほぼ全県下に及ぶものの、県東部での既出例は非常に少ない。これに対し、県西部側で出土が目立っており、県北部でも微量の出土が確認出来る（県下で発刊されている調査報告書を閲覧しただけである為、各遺跡での出土量の実態は未確認である）。この様に、県内での羽釜甲種の分布状況には、県西部での出土例が多い。このことは、供給地が県西部側にあるのか、国府の存在が県西部側に在る如く、供給先の特殊状況に起因すると考えられるが、寧ろ、羽釜甲種は、胎土が吉井窯跡群の特徴を示していることから、この両者の要因に起因し西側での分布が多いと考えられる。

筆者が実見している羽釜で羽釜甲壹・貳種・乙壹種の大半はその胎土が吉井窯跡群の特徴が看取され、羽釜甲種はその大半が吉井窯跡群産であることが推定出来る。そして、この羽釜甲壹・貳種・乙貳種で吉井窯跡群で生産されたと推定し得るものを「吉井型羽釜」と定義付け細分された羽釜は、吉井型羽釜甲壹種・吉井型羽釜甲貳種・吉井型羽釜乙壹種としたい。

7 「吉井型羽釜」の変化の各様

この「吉井型羽釜」には、甲壹種・甲貳種とした如く器形・整形の差が認められるが、両者には器形で更に分類された（第756図）。この細分は、口縁部が内湾形態と内傾乃至直立形態があり、最大径が鋳部にあるものと胴部にあるものの3種の細分が可能であった。又、羽釜甲種の中で胴部轆轤痕が横線状になっているものもあり、特徴的な一群である。

これらの細分可能な状態は、時間軸上での変遷か、吉井窯跡群内での生産者＝工人の差により生じているのか、元来より内湾・内傾・直立の作り分けがあるか等要因は幾つか想起される。然し、上述点を明らかにし得る出土例や、羽釜自体の遺存不良な為上述の点を分明にし難いが、これらの諸々の状況が夾雑することとも思われる。

一方、羽釜が出現する前後に吉井・藤岡窯跡群が焼造され須恵器の一器種に瓶がある。この瓶は、紐作り後轆轤整形により作られている。この一群は、前述した第Ⅰ項中でも記述したが、C区の住居形態の第Ⅴ～Ⅶ段階で認められた須恵器瓶類である。

この瓶類を見る限りに於いては、轆轤整形が丁寧で、羽釜に認められる筥乃至コテにより轆轤の回転を用いて施したと考えられる沈線状の横線が胴部に認められるものと、轆轤整形が丁寧で外形状は、羽釜の形状に類似するものがある（第748図参照）。これらの瓶は、羽釜と生産地が同一であること、形状の特徴が類似する点が共通する点である。又、この瓶は、技法上等で分類した羽釜の甲壹種とほぼ同様な技法が用いられ、出土時期も近似することから、少なくとも、吉井型甲壹種と同時か前出していることが示唆される。このことは、羽釜が唐突に製作が開始されたこと自体、生産側での、その形状を作り上げるだけの下地がなければならず、この羽釜を作り出す工人の下地は、上述の点から、瓶を作った工人が直接携わった可能性が強く考えられる。又、第756図中で示した羽釜の各様は、瓶の形状特性をそのままに製作されたものと考えられ、羽釜の各様は、即、瓶の各部でもあると想定されるのである。

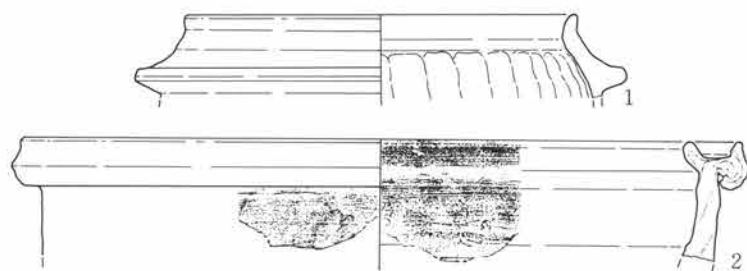
この羽釜とは器種が異なるが、羽釜甲種に類する吉井窯跡群での生産が推定される器種がある。これが第748図のその他一群で、B・C・D区では例が認められ、県下でも類例は認められる。この器種は“甕乃

至鉢、になるが、成・整形の技法・焼成は甲種と同様である。又、上述の細分される中での横線状の轆轤痕を有するものも含まれており、上述した瓶と羽釜と共に工人（集団）が同一であったと判断されるものがある。これらのものは、口縁部が羽釜の鐙程に短く、口縁より上位に羽釜の口縁部を継ぎ足せば、図上では羽釜となるものである。そして、これと同様な成形による羽釜甲壹種がC区第19号住居跡で出土している（第57図－5）。この甕形が示す如く、吉井窯跡群では、羽釜以外の坏・類・瓦等を焼造しており、上述の通り複雑な状況が考えられる。

8 「乗附型羽釜」の予算

上述してきた「吉井型羽釜」の外に、乗附窯跡群で焼造された羽釜が在る。この資料（第747図－1）は、小塚支群（高崎市寺尾町小塚）の破壊された窯体周辺で川原嘉久治氏が採集したものであり、文献2に紹介されている。この羽釜は、紐作り成形後轆轤整形されており、甲種に該当するものであるが、「吉井型羽釜」と対比させると、口縁部は短く口唇部の内面側が丸味が強い。外面側は吉井型同様に角を有しており、鐙部は、吉井型の中での同様な作りのものと認められる。この口縁部・口唇部だけが違いとして認められるが、現状で吉井型が主体を成す中で筆者は乗附窯跡群の胎土特徴を有するものは本例以外未見である。この様に乗附窯跡群で生産した羽釜は、吉井型羽釜に対し非常に少量の生産であったことが類推され、生産された羽釜は乗附周辺（片岡群内及び周辺地域）に限られた地区供給であったと思われる。今後、資料が増せば「吉井型羽釜」・「月夜野型羽釜」に対し「乗附型羽釜」と称号され则认为る。

上述した如く、「乗附型羽釜」は現状では予察的意味合いが強いが、小塚窯跡での既出例がある点では、「吉井型羽釜」・「月夜野型羽釜」と分別して考えねばならないと思う。



第747図 乗附窯跡群小塚支群採集「乗附型羽釜」及び参考資料（1：3）

9 まとめ

「吉井型羽釜」は、9世紀末頃から唐突的に出現する。この出現は、従来の土器類にはない器種として焼造される。そして、この写しと考えられるものが月夜野窯跡群でも焼造が開始され、「月夜野型羽釜」として確立される。そして、「吉井型羽釜」の出現する頃には、土師器甕の生産も極度に縮小され、この土師器甕に替わるかの如く状況が認められ、従来よりこの羽釜を煮炊具の中で位置付けられており、村主遺跡 号住居跡での出土状況の如く、カマドに懸けられたままでの状況も有る。

この出現の状況は、内的要因に土師器甕の消滅が想起されるが分明では無い。又、外的要因としては具体的に考えの及ばないが、従前より、金属製品に替わる器種ではないかとも考えられているものの、その金属製品自体も実態が不分明である。

「吉井型羽釜」は、出現には単数種乃至数種のほぼ定形化した状態で焼造が開始される。そして、成形技法を見る限りに於いては、須恵器工人が係わっての所産と考えられ、須恵器の一器種として把握される。然し、前代の如くの灰色に焼締められたものでは無く、中性焰～酸化焰焼成の軟質気味の焼き上がりで製品とされた。この焼締めでない利点とすれば火中での耐火が有る。然し、この頃には、所謂「土師器土器」が出

第5章 まとめ

現し、以後、従来の焼締による須恵器が消滅するかの如くの状態にこの“土師質土器”が盛行し、後代の“カワラケ”へとその変貌を遂げるのであるが、9世紀後半～11世紀中頃の土師質土器は、確実に前代の窯跡群中で生産され、成・整形技法も前代の系譜を継承している。異なる最大の点は、焼成する器種が・坏・皿にほぼ限定され、吉井窯跡群でも技法的に土師器の技法により“土釜”の生産が始まる点である。

この様に羽釜の出現頃から須恵工人組織に変革が認められるが、それは、羽釜の出現自体が直接的な要因とは考え難い。この頃、秋間窯跡群は閉窯期に至り、藤岡窯跡群でも土師器の生産が激減し、代わって、内黒土器等須恵器の技法がもたらされている。更に、この藤岡窯跡群での須恵器の増産があり、この中の坏・類には、秋間窯跡群の坏・類に認められる技法の特徴が顕著に認められる。上野国に於ける“土師質土器”の盛行の内的背景には、この藤岡窯跡群に何らかの要因があると考えられる。則ち、須恵工人の変革は、律令社会の内部での意図的で混沌とした状況が想起される。

羽釜の出現＝吉井型羽釜は、この変革期に出現し、窯業生産体制の変貌と軌を同じくして甲種から乙種へと変遷したと考えられる。

参考文献及び註

1. 後藤守一「原始時代の武器と武装」雄山閣出版 昭和11年(1936)
2. 群馬歴史考古同人会「土器部会研究資料」No.1 1982

立正大学考古学研究室・東京考古談話会

「シンポジウム関東地方における9世紀代の須恵器と瓦。

——埼玉県入間市八坂前窯跡・同新久窯跡を中心として——」1982

註1 矩形の概念に就いて、和算研究家の小林龍彦氏(現・桐生市樹徳高校教諭)に照会した。照会内容は、「矩形」の概念が、和算と数学ではどの様に定義付けられているかという点である。結果、先ず和算学では、“矩形”自体が名称としないとのことであったが、江戸時代初期には「方」・「長方形」＝「長平形」の概念が確立しているとのことであり、「方」は正方形、「長方形・長平形」は長方形であるとのことである。又、数学では、氏の友人・知人に御照会戴いたのであるが、各人が各様の認識であったとのことである。

一方、中国前漢時代にまとめられたとする「九章算術」では、所謂ピタゴラスの定義と同じ内容を説明する部分に、「矩形」の語が認められるとのことである。これは、直角三角形で底辺を「句(つる)」高さを「股(こ)」とし、斜辺を「弦(げん)」と記述し、この中で、「句」を2乗したものを「矩形の中(べき)」と表わしているのが、“九章算術”に認められる唯一の「矩形」という語であることなど、「矩形」に係わる色々なことを御教示していただいた。

「矩形」を広辞苑は、「長方形・さしがた」としている(第三版)。大漢和字典では、「①ますがた。②幾何学で各々の角が直角を爲す四辺形」としている。

結論的には、明確なる規定はなく、大漢和字典の②説明どおり大略的にとらえる名称と思われる。

考古学では、方形周溝墓等で用いる「矩形」や古墳で用いる「矩形」の如く、「方」という正方形の概念を正確に用いることにより、長方形に該当する形状を「矩形」と表現し、長方形の通称認識である「長い正形」を避ける為に、“平行する二辺がやや長い正方形基調の形状”を表現するに用いたことにより、曖昧な表現として貫用化している。反面、曖昧な正方形でもある。筆者も上記の点で「矩形」を常用している。

第2項 金属器類と鉄器に就いて

註2 鉾倉の名称は、文献1によれば、「鎌鏝の前身、即ち鎌鉾といふべきか、鉾鉾といふべき、戈の変形様式のもの(後略)」(P93～94)とあり、同部の挿図には、鉾に戈の機能の一部を付加させた如くの形状を指し示している。然し、当中間地域例の製品は、鉾の身と異なり、鉾と鏝を峻別させる、袋穂と茎の差も茎として認められる。この双方の相異点からすれば、「鉾」そして容認されるものではない。だが、鉾には冠落し状の研ぎ減りが認められる。この冠落しの形状自体、刃の鋒に見られる形状型式でもあり、「鏝」としても認められない。この点では非常に特殊な形状を呈するが、冠落しが認められることから工具・農具と見より、武器としての認識に妥当性が見出せる。そして、この製品に柄を装着させれば、その状態は「鏝」になる。然し、鏝の機能は、突き刺す点にあるが本品からはこの突き刺す武器としての機能は無理があると考えた。とは言っても、文献の記述のある鎌鉾とも本来的に異なり、寧ろ、戈としての機能が見出せる。

上述のとおり、形状・機能の二側面からも不可解な点が多い。本稿では、明確なる根拠はないが、鎌鉾としたが、時代的に、鏝の出現には似わなとも考えられた為、「鎌鏝」の名称とも用いなかった。

第4項 特殊遺物に就いて

註3 鳥羽遺跡出土の経軸に端金具は、整理担当の綿貫邦男氏より詳細なる御説明賜った。

註4 熊野堂遺跡出土の金銅製品は、現在保存処理が施される過程であったため整理担当の女屋和志雄・関根慎二両氏の御配慮で写真を拝見させていただいた。49号住居跡から出土している。住居跡は11世紀前半に比定されている。

註5 度量衡に関する諸令・式を見の中で、“尺”が大尺なのか小尺なのか明らかでない。常用尺を小尺とする規定は、養老雜令に「凡度 十分為寸 十寸為尺 一尺二寸 為大尺一尺 (後略)」があり、又、「凡度地 量銀銅穀者 皆用大 此外 官私悉用小者」が知られている。この前者は、大小尺を単位規定したものであるが、後者は、測地尺に大尺を他は小尺を用いることを規定している。これは、唐制の完全なる模倣である。

一方、延喜雜式には「凡度量權衡者 官私悉用大 但測畧景合湯藥則用小者 其度以六尺為步以外如令」の記述が認められる。これは、小尺の使用をほぼ限定しており、小尺を廃止したと解する場合がある(小泉製鋳勝「ものさし」1977)

この二者の史料からは、大・小尺が確実に存在したことを示している。又、この記述も唐制の模倣である。

須恵器瓶	瓶類は、吉井、藤岡、吉井・藤岡窯跡群産と考えられるものを抽出した。抽出したものは、時期的に不統一な面がある。羽釜伊・呂・波類の上位で図示した理由は、羽釜位・呂・波類の器形を生ぜしめた祖形と考えられる器形である為による。これらの中で、333は羽釜甲1種伊類の胴下半部とも考えられるが、轆轤整形が比較的丁寧な点から瓶とした。					其 之 他	
種 時期	適 要					伊 類	
9 C末	甲1種は、文章中で記述したとおり、成形が紐作後轆轤整を施す一群で、特に轆轤目を顕著に残す個体を指す。又、口縁部の内面側が肥厚し、鐔は、粘土紐貼付後、強く引き出されている。この為、鐔は鋭い感じを受ける。口唇部は乙2種に至るまで平縁である。特に本種では、平縁の端部側が尖った様な状態であり、甲2種に継続される。					伊類は、器形全体が丸味を強く帯び、口縁部はやや強く内湾する。口縁部は、器形の大きさに比較して短かい。器形の最大径は、胴部にあるものが大半である。 甲壹種伊類、甲壹種伊類は、類例が少なかった。特徴は、甲壹種の特徴は無論のことである。器形の特徴たる丸味は強く、口縁部内面は肥厚が顕著に認められる。口縁部の鐔は、口縁部自体が内湾が強い為、鐔の貼付位置がこの内湾側に入る。これにより、必然的に最大径が胴部になり、これが本類の最大特徴である。 531は、体部下半も丸味が強い。他遺跡例では、胴下半部がやや直線的になるものがやや多い。 甲壹種伊類の出現は本文中でも若干記したが、須恵器瓶の器形に対比すると共通する点が多い。428・333・372の如くであり、工人上の系譜は同系譜と考えられる。	
10C前半 10C中頃	甲2種は、甲1種の特徴と基本的に同様であるが、整形時の轆轤目が顕著ではなく、指頭圧による通有例とは異なり、寛・コチ等により行なわれたかの器面の状態で、轆轤の回転に呼応した多数の条線が顕著に認められる。又、口縁部の肥厚は少なくなり、器厚の均一化傾向と鐔の作に鋭さが欠失する点がある。					甲壹種呂類 内湾気味の口縁が直線的に内傾乃至直立する。胴部は伊類よりやや直線的に立ち上がる。最大径は鐔部。胴上半部の横線状の整形痕を残すものが多い。	
甲貳種	甲貳種伊類 甲壹種の粗製化されたものである。この段階になると、口縁部の内湾の度合がやや少なくなったかの感を受けるが、他遺跡例では、壹種同様なものも認められる。其之他の375は、532に対比される。					甲貳種波類 全体の作りは、甲貳種伊・呂類同様で壹種の粗製化されたものである。器形は、波類として上述した点に基本的に同じである。図上449は、全体に細かい轆轤痕を留めており、甲壹種の特徴を留めているが、全体的な作りが粗く、口縁部内面の肥厚が認められない点と、鐔に鋭さが無点から甲貳種に含めた。甲壹種・甲貳種の中間的な様相とも言えるが、中間的な様相は、本類に限ったことではなく、羽釜全体の中でも散見する。	
	乙1種は、成形が紐作り後撫で整形であるが、轆轤の使用は認められない。この為、器面には、横方向・斜位方向の篋乃至手による撫での条痕が顕著に認められる。だが、口縁部の横撫条痕は、整っており、軽易な回転台乃至回転台状の使用は考慮される。鐔は甲2種より更に鋭さを失っている。					乙壹種呂類 本図で上げたものは、甲貳種呂類の要素が残っている。基本は、轆轤整形を行わず、手撫で・篋撫でを主体とする。外面は、横位・斜位の撫で痕が顕著に残る。内面は、横位を基本とし、最終段階で斜上位方向へ撫で上げたり、斜位の撫でにより整形する。外面の整形が甘い場合、器面に紐作時の痕跡を留める。全体的に、甲貳種呂類の粗製化された状態である。	
10C中頃 10C後半	乙2種は、甲2種の特徴と基本的に同様である。類例が少数であるが、器厚の薄化と器形の大形化が窺える。鐔は、甲1種の鐔と比較すると、相当退化した状態で、小さく短くなっている。					乙貳種伊類 この段階の資料も量的に少なく、羽釜の消滅する直前段階に相当させられる。しかし、この頃には、土器全体が少ないことから、唯単に羽釜が消滅するのではなく、土器類全体の中での一傾向として把握できる。器形は伊類の特徴を備えている。特徴として、器厚の薄化傾向があり、器外面は、平滑に撫でが施され、撫での条痕は認められない。胎土は全体に粗く、外器面に貫入の多く入るものが散見され、整形形状の特徴が窺える。	
11C初頭 11C初頃	乙貳種呂類 全体に器厚が薄化の傾向が認められる。内・外器面は、撫で整形で轆轤の使用は認められない。器形は、胴上半が直立気味。乙貳種伊類に同様。					補註 ○完存例ではない破損品での類例図示は、筆者自身問題を残すと考えている。然し、羽釜の完存・図上完形のものは全体的に少なく（他遺跡例）、大半の類例が甲壹・貳種の個体例である。今般は、B・C・D区の出土品で、胎土を肉眼により詳細に観察したことから、実見出来なかった他遺跡の類例を求めなかった。 ○年代観は、C区・D区の住居形状分類段階のⅦ・Ⅱ段階を相当させた。現状で、羽釜的に直接年代（紀年銘）を伴うもの乃至は類する状態が未見の為、相対年代として付記した。	
11C前半						特殊羽釜（乙種伊類？）	

